

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

証券取引法の一部改正及び郵政民営化法等の施行に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 証券取引法の一部改正に伴い、次のとおり改正する。
  - ア 規則中「証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。
  - イ 規則中「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改める。
  - ウ 信託の受益権が有価証券とみなされることに伴い、様式を改める。
- (2) 郵政民営化法等の施行に伴い、様式中の郵便貯金に関する部分を削る。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行日は、平成19年10月1日とする(2)を除き、同年9月30日とする。

鳥取県恩給給与細則の一部改正について

1 規則の改正理由

郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による恩給給与規則の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 恩給給与規則中恩給受給者が恩給証書を呈示することが困難な状況にある場合における恩給証書の再交付に関する規定が削られたことに伴い、当該再交付の申請書に添付する写真及び奥書証明について定めた規定を削る。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成19年10月1日とする。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

郵政民営化法等の施行に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 公務災害補償等の実施機関が交付する年金証書の様式中、郵便貯金及び郵便局に係る用語を削る。
- (2) 施行期日は、平成19年10月1日とする。